⑵中「第四十条の四の二第五項第二号」を「第四十条の四の二第六項第二号」に改め、同号イ⑶(i)中「第四十条の四の二第六項各号」を「第四十条の四の二第七項各号」に改め、同号ハ⑵中「第四十条の四の二第五項第二号」を「第四十条の四の二第六項第二号」に改め、同条第十一項中「第四十条の四の二第十項」を「第四十条の四の二第十一項」に改め、同条第十二項中「第四十条の四の二第十三項」を「第四十条の四の二第十四項」に、「第七十条の二第二項第六号」を「第七十条の二第二項第一号」に改める。

第二十三条の五の三第五項第二号中「第七十条の二の二第十項」を「第七十条の二の二第十一項」に、「及び」を「、生年月日及び」に改め、同条第六項第二号中「居所」の下に「、生年月日」を加え、同条第二十六項中「第四十条の四の三第四十項」を「第四十条の四の三第四十四項」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第二十五項を同条第二十七項とし、同条第二十四項中「第四十条の四の三第四十三項」を「第四十条の四の三第四十七項」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十三項中「第四十条の四の三第四十二項」を「第四十条の四の三第四十六項」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十二項中「第四十条の四の三第三十九項」を「第四十条の四の三第四十三項」に、「同条第四十項」を「同条第四十四項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十一項中「第七十条の二の二第十六項に」を「第七十条の二の二第十八項に」に改め、同項第一号中「第七十条の二の二第十六項第一号」を「第七十条の二の二第十八項第一号」に改め、同項第二号中「第七十条の二の二第十六項第二号」を「第七十条の二の二第十八項第二号」に改め、同項第三号中「第七十条の二の二第十六項第三号」を「第七十条の二の二第十八項第三号」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十項中「第七十条の二の二第十五項」を「第七十条の二の二第十七項」に改め、同項第三号中「第七十条の二の二第十二項第四号」を「第七十条の二の二第十四項第四号」に改め、同項第五号中「第七十条の二の二第十項第二号」を「第七十条の二の二第十二項第二号」に改め、同項第六号中「第四十条の四の三第二十六項」を「第四十条の四の三第二十八項」に、「同条第三十三項」を「同条第三十五項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第十九項中「第四十条の四の三第三十五項」を「第四十条の四の三第三十九項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十八項中「第四十条の四の三第三十二項」を「第四十条の四の三第三十四項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十七項中「第四十条の四の三第三十一項」を「第四十条の四の三第三十三項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十六項中「第四十条の四の三第三十一項」を「第四十条の四の三第三十三項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十五項中「第四十条の四の三第二十八項」を「第四十条の四の三第三十項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十四項中「第四十条の四の三第二十五項」を「第四十条の四の三第二十七項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十三項を同条第十四項とし、同項の次に次の一項を加える。

15　第七項の規定は、受贈者が施行令第四十条の四の三第二十五項の規定により同項の書類に記載されている事項を電磁的方法により提供する場合について準用する。

第二十三条の五の三第十二項第二号中「同条第十一項第三号」を「同条第十三項第三号」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項を同条第十二項とし、同条第十項中「第七十条の二の二第八項」を「第七十条の二の二第十項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「同条第七項」を「同条第九項」に、「第十一項」を「第十二項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「第七十条の二の二第七項」を「第七十条の二の二第九項」に改め、「(同項に規定する電磁的記録をいう。次項及び第十一項において同じ。)」を削り、同項を同条第九項とし、同条第七項中「第七十条の二の二第七項」を「第七十条の二の二第九項」に、「第九項及び第二十一項第一号イ」を「第十項及び第二十三項第一号イ」に、「第七十条の二の二第十二項第一号」を「第七十条の二の二第十四項第一号」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7　施行令第四十条の四の三第十三項の規定により同項の書類に記載されている事項を電磁的方法（法第七十条の二の二第七項に規定する電磁的方法をいう。第十五項及び次条第六項において同じ。）により提供する受贈者は、施行令第四十条の四の三第十三項の取扱金融機関の営業所等に対し、当該書類に記載されている事項をスキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により作成された電磁的記録（法第七十条の二の二第九項に規定する電磁的記録をいう。以下この条及び次条第六項において同じ。）を教育資金非課税申告書等に記載すべき事項と併せて提供しなければならない。この場合において、当該受贈者は、当該電磁的記録に記録された事項について、当該取扱金融機関の営業所等がディスプレイの画面への表示ができるようにするための措置を講じなければならない。

第二十三条の五の四第四項第二号中「第七十条の二の三第十項」を「第七十条の二の三第十二項」に改め、同条第二十二項中「第四十条の四の四第四十一項」を「第四十条の四の四第四十三項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十一項中「第四十条の四の四第四十項」を「第四十条の四の四第四十二項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第十八項中「第四十条の四の四第四十項」を「第四十条の四の四第四十二項」に、「同条第四十一項」を「同条第四十三項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十七項中「第七十条の二の三第十五項に」を「第七十条の二の三第十七項に」に改め、同項第一号中「第七十条の二の三第十五項第一号」を「第七十条の二の三第十七項第一号」に改め、同項第二号中「第七十条の二の三第十五項第二号」を「第七十条の二の三第十七項第二号」に改め、同項第三号中「第七十条の二の三第十五項第三号」を「第七十条の二の三第十七項第三号」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十六項中「第七十条の二の三第十四項」を「第七十条の二の三第十六項」に改め、同項第三号中「第七十条の二の三第十一項第二号」を「第七十条の二の三第十三項第二号」に改め、同項第四号中「第七十条の二の三第十項第二号」を「第七十条の二の三第十二項第二号」に、「第四十条の四の四第十九項後段」を「第四十条の四の四第二十項後段」に改め、同項第五号中「第七十条の二の三第十項第二号」を「第七十条の二の三第十二項第二号」に改め、同項第七号中「第四十条の四の四第十五項本文」を「第四十条の四の四第十六項本文」に、「第六項第一号」を「第七項第一号」に、「同条第十五項」を「同条第十六項」に、「同条第十九項前段」を「同条第二十項前段」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十五項中「第四十条の四の四第三十六項」を「第四十条の四の四第三十八項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十四項を同条第十五項とし、同条第十項から第十三項までを一項ずつ繰り下げ、同条第九項中「第七十条の二の三第八項」を「第七十条の二の三第十項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「第四十条の四の四第十五項に規定する財務省令」を「第四十条の四の四第十六項に規定する財務省令」に改め、同項第四号中「第四十条の四の四第十五項」を「第四十条の四の四第十六項」に、「第六項第一号」を「第七項第一号」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「第七十条の二の三第七項」を「第七十条の二の三第九項」に、「第九項第一号」を「第十項第一号」に改め、同項を同条第七項とし、同条第六項中「第四十条の四の四第十四項」を「第四十条の四の四第十五項」に改め、同項を同条第五項の次に次の一項を加える。

6　施行令第四十条の四の四第十二項の規定により同項の書類に記載されている事項を電磁的方法により提供する受贈者は、同項の取扱金融機関の営業所等に対し、当該書類に記載されている事項をスキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により作成された電磁的記録を結婚・子育て資金非課税申告書等に記載すべき事項と併せて提供しなければならない。この場合において、当該受贈者は、当該電磁的記録に記録された事項について、当該取扱金融機関の営業所等がディスプレイの画面への表示ができるようにするための措置を講じなければならない。